

老後の準備の必要性和日常生活自立支援事業の活用

.....

巷では、老後の準備についての書籍やセミナーが人気であり、老後に多くの不安があるということを物語っています。確かにわが国では、高齢者になったからと言って、国や地域社会が手厚く支援してくれる仕組みにはなっていません。高齢になって自立できなくなることに備えて、みずから老後の生活設計をするなどの準備をしておく必要があるのです。

老後の準備で最初に行うべきことは、自分の置かれている環境や今後の状況を把握することです。老後の糧となる財産の状況、病気や介護が必要になった時や判断能力が低下したときの支援体制、亡くなった後の財産承継や葬儀・埋葬の方針などの分析です。そして、現在の状況と将来分析結果に基づいて、将来に向けて、必要な支援体制を整えていきます。これらの手続きは、あわてて行う必要はありません。これまでの自分の生き方や老後の暮らし方を念頭に、様々な角度から考えてください。

たとえば、高齢者の単身世帯や、高齢者夫婦のみの世帯に対する支援の仕組みとして、都道府県や市区町村の社会福祉協議会が実施する「日常生活自立支援事業」というものがあります。この制度は自己決定や意思の表明が不十分となった方に、福祉サービスの利用や金銭管理サービスを通じて住み慣れた地域で安心して生活できるように援助を行うものです。

この制度の対象となるのは、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者、身体障害者など、判断能力が不十分なため、自己の判断で福祉サービスの利用や日常生活に必要な金銭管理等を行うことが困難な人たちです。利用するには、社会福祉協議会と契約が必要です。社会福祉協議会は、契約に基づいて預金通帳などを預かり、定期的にその人の通帳から必要な生活費などを引き出して届ける、などのサービスを行います。

社会福祉協議会の生活支援員が定期的に高齢者の自宅を訪問することによって、高齢者に対する「見守り」を行うこともサービスの一つです。さらに重要なサービスとして、高齢者の身体状況や判断能力などについてのチェックを行います。その結果、高齢者の身体状況が低下した場合に介護サービスの利用につなげたり、判断能力が低下した場合に成年後見制度につなげたりすることができます。

日常生活自立支援事業では、このような「定期訪問・金銭管理サービス」「財産関係書類等の預かりサービス」を行っています。地元の市町村にある社会福祉協議会にご相談ください。